

農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和

(農業法人経営多角化等促進事業 平成28年4月全国展開)

規制改革の内容

特例措置前

※農地法

農業生産法人の役員要件は、過半が農業（販売・加工含む）の常時従事者であり、さらに**その過半が農作業に従事することが必要**

特例措置

農作業に従事する役員を**1人以上**に緩和

効果

- ・**企業の農業参入**が加速
- ・販売・加工等の農業の**6次産業化**の推進

※特区として措置し、全国展開(平成28年4月)

- ・農作業に従事する者として**重要な使用人(農場長等)**を追加
- ・要件を満たす法人の呼称を「農業生産法人」から「**農地所有適格法人**」に変更

規制改革の概要

<企業の農業進出拡大>

・進出企業の急増から、耕作放棄地の解消や雇用が創出

【養父市の取組】(平成26年5月区域指定)

養父「市外」から**進出企業の急増** ※全国展開時点

これまでの
10年で4社

その後
1年半で10社※

耕作放棄地の解消



<農作物・加工品の販路拡大>

・企業の参入により、地域農産物の販路が拡大

【新潟市の取組】(平成26年5月区域指定)

生産した米をおにぎりや弁当に加工し、**関東・甲信越エリア(約580店舗※)で販売** ※全国展開時点



生産圃場



首都圏等でのおにぎり販売